

土木工事特記仕様書（令和6年7月1日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあっては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあっては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（建設副産物）【追加】

1-1-1-24 建設副産物

14. 建設副産物実態調査

受注者は、令和6年度中に完成し、かつ請負代金額100万円以上の工事については、第4項及び第5項の規定に関わらずC O B R I Sにより、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

（工事成績評定の選択制）

第3条 当初請負額が500万円以上3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

- 2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。
- 4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

（1日未満で完了する作業の積算）

第4条 「1日未満で完了する作業の積算」（以下「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書I-12-①-1～I-12-①-6に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。

5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行)

第5条 本工事は、日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。

3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。

4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

(資材価格高騰に対する特例措置)

第6条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

(仮設トイレの洋式化)

第7条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

(建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】)

第8条 本工事は、土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次のURLにある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/>

(情報共有システム活用工事【発注者指定型】)

第9条 本工事は、土木工事等において情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の対象工事である。

2 対象工事は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC HP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

(C C U S 活用推奨モデル工事)

第10条 本工事は、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（C C U S 活用推奨モデル工事）」であり、次の URL にある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」を適用することとする。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5044437/>

(工事着手日選択契約方式の試行)

第11条 本工事は、受注者が人員や資機材を効率的に配置し、生産性の向上を目的とした工事着手日選択契約方式の試行工事であり、別に定める「工事着手日選択契約方式実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

なお、実施要領第3条第3項にある最大準備期間を、当面の間、原則6ヶ月を超えない日数に通常の準備日数を加えた範囲内で設定できることとする。

2 本工事では、実施要領第3条で規定する最大準備期間として20日間、実工期として275日間を見込んでいる。

3 実施要領第6条に基づき、現場代理人及び主任技術者等の配置する日を工期と別に定める場合は、徳島県土木工事共通仕様書1-1-1-15「2. 技術者台帳」について、文章中「契約後」を「技術者等の配置開始日から起算して」に、工程表の初回の提出に限り1-1-1-4「1. 工程表の提出」について、文章中「契約締結後」を「技術者等の配置開始日から起算して」にそれぞれ読み替えるものとする。

工事着手日選択契約方式実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016482/>

(扱い手確保モデル工事【現場閉所型・発注者指定型】)

第12条 本工事は、建設工事の中長期的な扱い手の確保等を目的とした「扱い手確保モデル工事（現場閉所型・発注者指定型）」である。

2 本工事は労務費等に対して、別に定める「扱い手確保モデル工事実施要領」第9条で規定する、1モデル工事（現場閉所型）（3）港湾・漁港関係工事（港湾請負工事積算基準又は漁港漁場関係工事積算基準を適用する工事）で示す補正係数を乗じた補正を行い、当初設計金額を算出している。

3 本工事は月単位の4週8休としており、月単位の休日率が28.5%に満たないことが見込まれる場合、又は監督員が技術者等の休日確保状況を確認できない場合には、前項の補正係数を除した設計変更を行うものとする。

扱い手確保モデル工事実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/>

(本工事の特記仕様事項)

第13条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

（本工事における特記仕様事項を記載）

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるもの

とし、これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

国土交通省港湾局 港湾工事共通仕様書

- 2 ブロック製作場所は津田岸壁－ 5.5m の背後の野積み場（徳島南部自動車道の東側）を想定し、起重機船への積込は津田岸壁－ 5.5m（徳島南部自動車道の西側）を想定している。他工事や荷役業者等との調整ができ、起重機船への積込を徳島南部自動車道の東側から積込が可能となった場合、監督員と協議するものとする。
- 3 ブロック据付は、藻類養殖業の漁業時期でない5月上旬から9月下旬に据付すること。ただし、免許をもつ漁業権者との調整の結果、作業時期に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとする。
- 4 ブロック据付は、徳島飛行場における制限表面（転移表面）該当地域である。起重機船のクレーン高さが転移表面の高さを超える場合、「海上自衛隊徳島飛行場の水平表面の上に出る物件の設置申請書」を防衛大臣へ申請する必要がある。標準的な手続き期間は3ヶ月である。